

「福岡県バリアフリー交通推進事業補助金」申請等手続における留意点について

福岡県企画・地域振興部交通政策課

この資料は、福岡県が実施する「福岡県バリアフリー交通推進事業補助金」の交付申請等に当たり申請者が留意すべき事項について記載しています。

申請に当たっては、補助金交付要綱及び本資料の記載内容を熟読し、条件等をご理解いただいた上、申請していただくようお願いいたします。

I. 補助の内容について

1 本補助制度の対象となる車両・金額

	区 分	補助対象経費	補助率	限度額 (1両あたり)	申請受付 期間
ア	ユニバーサルデザインタクシー 車両又は福祉タクシー車両 (スロープ又は回転シートを 装備する車両)	車両本体価格 (消費税抜き)	補助対象経費の 1/3	60万円	令和3年 4/28 ～ 6/2
	福祉タクシー車両 (リフトを装備する車両)			80万円	
ウ	市町村の委託等によるデマンド 交通の用に供するユニバーサル デザインタクシー車両	車両本体価格 (消費税抜き) が240万円 以下の場合	補助対象経費の 1/3	60万円	随時 ※事前に 県へ連絡
		車両本体価格 (消費税抜き) が240万円 を超える場合	定額 (補助対象経費の 額から180万円を 控除した額)	120万円	

- 補助対象経費については、オプション等を含みません。
- 国庫補助金と本補助金の併用はできません。市町村補助金との併用は可能です。
- ウについては、1市町村あたり1台のみ申請可能です。**※事前に県へご連絡ください。**

2 本補助金の対象者

- ア 上記1. ア～ウまでの補助対象となる車両を導入する、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（タクシー事業者）
- イ アの事業者に、当該事業の用に供する車両を貸与する者（リース事業者）

- ア、いずれの場合も、本県における県税の滞納がないこと。
- ア、イ並びにイの貸与先の事業者の役員がいずれも暴力団、暴力団員との関係がないこと。

3 補助対象車両の条件

本県が設置する協議会において導入の協議を経た車両であって、以下のいずれの条件も満たすもの。

- (1) 本県内に本社、支社、支店又は営業所が存するタクシー事業者が使用する車両。
- (2) 本県内に使用の本拠を置く車両。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けたことがない車両。
- (4) 国のサバイバル補助金、インバウンド補助金又は国が実施する同様の補助金の交付決定を受けていない（今後受ける予定のない）車両。
- (5) 本補助金の交付決定を受けた年度の末日までに、新規登録する車両。
（登録抹消した自動車の再登録を除く）

※補助対象となる車両は、事業用としての登録を受けた車両に限ります。

※1社あたりの交付決定台数の上限は、5台程度を予定しています。

（申請台数の状況により、台数の上限は変更することがあります。）

（5台以上の申請を妨げるものではありません。）

II. 補助金の申請・報告について

① 補助金交付申請

交付の申請については、別途指示する期日、提出方法に従い申請してください。

【提出資料】

- (1) 交付申請時確認チェック表・・・・・・・・・・・・・・・・（別添1参考様式）
- (2) 交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第1号の1又は2）
➢補助申請者が記名押印又は署名（フルネーム）したもの。
- (3) 別紙1 補助事業に要する経費・・・・・・・・（要綱様式第1号の1別紙又は2別紙）
- (4) 別紙2 役員等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第1号）
➢リース事業者の場合、申請者の役員等一覧に併せて貸与先事業者の一覧も必要。
➢役員等については、申請日時点での登記された役員全員の記載が必要。
- (5) 別紙3 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第1号）
➢補助申請者の押印は必要ありません。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し・・・・・・・・（添付資料）
➢リース事業者の場合、貸与先事業者の許可証の写しが必要。
- (7) 車両本体価格がわかる書類・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）
➢補助申請者宛の見積書（写し可）
➢車両本体価格の分かるカタログ等（写し可） } 両方とも提出が必要です。
- (8) 法人登記簿謄本（注1）又は住民票（注2）・・・・・・・・（添付資料）
➢法人の場合、補助申請者及び自動車使用者の法人登記簿謄本
➢個人事業者の場合、住民票（マイナンバーの記載がないもの）
（上記のいずれも申請日を含む3か月以内に発行されたもの。（コピー可））

(9) 県税に滞納がないことを証する書類・・・・・・・・・・ (添付資料)

➢ 県税事務所が発行する納税証明書 (直近のもの)

(10) その他添付資料・・・・・・・・・・ (添付資料)

[その他提出書類について]

・ユニバーサルデザイン車両を導入する場合

(ア) 国土交通省が定める「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」による認定書の写し

・福祉タクシーを導入する場合

(イ) 車両構造が分かる書類

・補助申請者がリース事業者の場合

(ウ) リース会社からタクシー事業者に提示したリース契約の見積書又は契約書案

(エ) タクシー事業者への補助金の還元方法を記載した書面

➢一括で還元 (リース料に反映させない) する場合は、還元方法に係る説明書

➢リース料の減額により還元する場合は、補助金がない場合の料金と、補助金を活用した場合の料金を比較した貸与料金算定根拠明細書

・デマンド交通の用に供する場合

(オ) 市町村とのデマンド交通運行受託に係る契約書等の写し

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

※交付申請時から交付決定を受ける日までに発注・契約は行わないでください。

➢発注・契約の日付は、次の②に記載する県の「交付決定」の日付以降としてください。

➢県の交付決定日以前に発注・契約を行った場合は補助対象外となります。交付決定後に判明した場合、交付決定は取消となります。

② 交付決定通知

交付申請書類に不備がなく、交付要綱第3条に定める県協議会において認められた場合、速やかに交付決定通知書 (要綱様式第2号) を申請者に送付します。

③ 変更・中止交付申請

当初申請に対する交付決定の通知を受けた内容について、事業内容の変更 (導入台数の変更、車種の変更等) 又は補助事業の中止がある場合に申請を行ってください。

なお、軽微な変更 (交付申請書に記載した「完了予定日」、「納車予定日」の変更) は実績報告時に確定するため、変更申請を提出する必要はありません。

【提出資料】

(1) (変更・中止) 申請書・・・・・・・・・・・・・・・・(要綱様式第3号)

➢補助申請者が記名押印又は署名(フルネーム)したもの。

(2) 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・(添付資料)

[添付資料について]

・変更の場合

(ア) 交付申請した際に提出した資料のうち、変更箇所が分かるようにしたもの

(イ) (ア)の変更箇所の根拠となる資料

・中止の場合

添付資料は特に必要ありません。

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

④ 実績報告

補助事業が完了した日(すべての車両が納車された日)から30日を経過した日又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までの実績報告が必要です。

【提出資料】

(1) 実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・(要綱様式第4号)

➢補助申請者の押印は必要ありません。

(2) 事業実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・(別添2ひな形)

(3) 購入車両の補助対象経費(車両本体価格)の額が確認できる書類(添付資料)

➢補助対象者あての請求書等(写し可)

(4) 購入車両の支払の実績が確認できる書類・・・・・・・・(添付資料)

➢補助対象者あての領収書等(写し可)

(5) 購入車両の自動車検査証の写し・・・・・・・・(添付資料)

➢車検証の所有者欄は補助申請者名である必要があります。自動車販売会社が所有者欄に記載される「所有権留保」は認められません。

➢車検証の使用欄はタクシー事業者であることが必要です。

➢車検証の使用の本拠の位置は、県内であることが必要です。

(6) 補助対象車両の写真・・・・・・・・(添付資料)

➢車体正面、背面(ナンバープレートを入れること)、側面の位置で撮ったもの。

(7) その他添付資料・・・・・・・・(添付資料)

[その他添付資料について]

・リース事業者の場合

(ア) 補助金のタクシー事業者への還元内容を証する書類

➢一括で還元(リース料に反映させない)する場合は、タクシー事業者が還元を受けたことがわかる書類

➢リース料の減額により還元する場合は、リース契約書(写し)

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。
※実績報告を受け、本県職員による検査を行う場合がありますのでご了承ください。

⑤ 額の確定通知

実績報告の内容を確認し適切と判断した場合は確定通知書（要綱様式第5号）を送付します。

⑥ 支払請求

【提出資料】

(1) 支払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第6号）

➢補助申請者の押印は必要ありません。

(2) 振込先口座の内容が確認できる書類・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢支払請求書に記載する振込先口座が確認できる通帳部分の写し等

➢福岡県の債権者登録を行っており、債権者コードがある場合は不要。

⑦ 遅延報告・状況報告

補助事業が完了予定日までに完了できない、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福岡県交通政策課に連絡してください。

また、事業の完了見込について、県から補助事業者へ問い合わせを行うことがあります。
特に交付決定を受けた年度の末日までに完了しないことが予め予見されている場合に、県への報告・連絡を怠った時は、補助金の交付を受けられないことがあります。

Ⅲ. 財産処分の承認について

- ・本補助事業で取得した財産は、一定期間処分に制限があります
➢処分とは、取得した財産の転用、譲渡、交換、貸付、抵当権の設定又は廃棄を指します。
- ・制限期間は補助事業の完了日より「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を経過する日までです。
業務車両の場合は総排気量2ℓ以下が3年、2ℓ超3ℓ未満4年、3ℓ以上5年となります。
- ・制限期間内に上記の処分される場合は、福岡県交通政策課へご連絡ください。なお処分の承認を得た場合であっても、耐用年数を経過する日までに処分する場合は、その期間に応じた補助金の返還が生じます。（処分により利益が出た場合は交付額の範囲内での返還も発生します。）
- ・本資料におけるI 1ウの補助金の交付を受けた補助車両（市町村のデマンド交通の用に供する場合の車両）については、耐用年数を経過する以前に市町村とのデマンド交通の契約期間が終了した場合、I 1アの補助上限額との差額について補助金の返還が発生します。

IV. その他留意すべき事項

- ・補助金の経理については、支出状況がわかるよう収支簿を備え、支出内容を証する書類（契約書、請求書、領収書等）を区別して整理してください。
- ・補助金の支出内容を証する書類の保存期間は、補助事業の完了の日が属する年度の終了後5年間保存する必要があります。
- ・ユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業者については、国土交通省が令和元年11月19日付で一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あてに発出した「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」を適切に運用してください。
- ・ユニバーサルデザインタクシー車両については、九州運輸局が定めた車体表示について適切に表示マークを掲示することとしてください。
- ・県の補助を受けた車両については、県が行う事業に係る啓発ステッカーの掲示についてご協力ください。
- ・交付決定を受けた事業者においては、県主催のユニバーサルデザインタクシー講習会を受講していただきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期は未定



(横 14 cm × 縦 5 cm)